

八王子市災害廃棄物処理計画

平成28年3月 策定

八王子市資源循環部

目 次

はじめに

第1章 総論 -----	1
第1節 目的	
第2節 計画の位置付け	
第3節 計画の対象	
1 対象とする災害廃棄物	
2 対象業務	
3 処理事業ロードマップ	
第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方	
1 災害廃棄物処理の基本方針	
2 災害廃棄物処理の基本的な事項	
3 一部事務組合、近隣市町村、東京都等との連携体制構築	
第2章 災害廃棄物対策 -----	10
第1節 災害予防（被害抑止・被害軽減）	
1 組織体制と役割分担	
2 関係団体との連携	
3 災害廃棄物対策マニュアルの整備	
4 初動対応マニュアルの指定	
第2節 初動期[発災後約1ヵ月まで]	
1 初動対応の命令（処理実行本部長）	
2 一次仮置場整備方針	
3 要処理量の暫定値の算定	
4 災害廃棄物処理実行本部会議	
5 処理方針	
6 二次仮置場の整備方針	
第3節 応急対応期[（前半）約3ヵ月、（後半）約1年]	
1 処理実行計画の策定	
2 災害査定対応	
3 処理実行計画の改訂	
4 処理進行管理	
第4節 災害復旧・復興等	
1 処理進行管理	
2 二次仮置場の用地返還計画	
第5節 災害廃棄物処理支援	
1 災害廃棄物処理の支援体制整備	
2 処理支援	
第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練 -----	16
第1節 処理計画の見直し	
1 定例会議の開催（年1回以上）	
2 マニュアルの更新・整備	
3 臨時会議の開催	
第2節 処理計画に基づく対策訓練	
1 情報連絡訓練	
2 図上訓練	
3 連携訓練	

最後に

はじめに

八王子市災害廃棄物処理計画は、非常災害発生時に円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を進めるために策定したものである。

本処理計画に基づく災害廃棄物の処理の具体的な手順等をまとめた八王子市災害廃棄物対策マニュアルを業務ごとに担当課が策定し、これを一元管理する。

なお、平時の被害想定や非常災害時における支援物資の提供や避難所の開設等に関する事項等は含まれていない。

第1章 総論

第1節 目的

非常災害により生じた廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本処理計画は、廃棄物処理法第6条による「八王子市ごみ処理基本計画」及び災害対策基本法による「八王子市地域防災計画（以下、「防災計画」という。）」に基づくものとし、次の規定に準拠する。

（準拠規定）

- ・ 環境省「廃棄物処理施設整備計画」（平成25年5月閣議決定）
「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（関東ブロック）」※¹（関東地方環境事務所）
- ・ 東京都「東京都廃棄物処理計画」及び「東京都地域防災計画」※²に基づく「東京都災害廃棄物処理計画」※³

（凡例）

- ※1 平成28年度策定予定のため、「関東ブロック地域協議会」の協議内容等を反映
- ※2 災害廃棄物対策事項は、次期改定時に盛り込む予定なので、現行の「東京都震災がれき処理マニュアル」（平成24年度改定版）の事項等を反映
- ※3 平成28年度策定予定のため、「震災発生時のがれき処理に関する情報交換会」（東京都主催）の事項等を反映

また、本市だけでは災害廃棄物の処理が困難と予測される非常災害が発生した場合には、本処理計画に基づき、その災害に係る「八王子市災害廃棄物処理実行計画」*（以下「処理実行計画」という。）を策定するものとする。

* 処理実行計画の策定に関する基本的な考え方

① 必要性の判断

非常災害発生後、災害廃棄物の要処理量の暫定値を算定後、市内だけで処理が困難と判断した場合に、直ちに処理実行計画の策定に着手する。

② 処理実行計画の策定方法

処理実行計画は、第4節1の処理基本方針に則り、当該災害で発生した災害廃棄物の処理方針を定め、その上で、多摩地域市町村・一部事務組合、協議会、東京都環境局等との連携を図り、処理実行計画を策定する。策定に着手した段階で、専門知識を有するコンサル業者の支援が必要であると判断した場合は、速やかに支援業務を発注し、契約を行う。

③ 多摩地域災害廃棄物共同処理に係る処理実行計画との整合について

多摩地域市町村で発生した災害廃棄物が多摩地域内の処理施設だけで処理が困難な場合に備えた「多摩地域災害廃棄物共同処理計画（仮称）」（以下「多摩共同処理計画」という。）が策定され、その計画に基づく「東京多摩地域災害廃棄物共同処理実行計画（仮称）」（以下「多摩共同処理実行計画」という。）が策定された場合、本市の処理実行計画と整合を図るものとする。

第3節 計画の対象

1 対象とする災害廃棄物

本処理計画で対象とする廃棄物は、地震、水害等の自然災害により特に処理が必要となった廃棄物及びし尿とし、具体的には以下に示す。

（1）非常災害により発生した一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）

地震や水害等の非常災害により被災した住民から排出される粗大ごみ、家庭ごみ（生活ごみは除く。）、被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物とする。

避難施設等の仮設トイレ等から搬出するし尿も含まれる。

なお、原則、災害により被災した中小企業の事業所からの廃棄物も同様に扱う。ただし、中小企業の事業所からの事業活動に伴う廃棄物は対象にしない。

また、一般家庭や中小企業の事業所において、非常災害により処理の必要性が生じた処理困難物（アスベスト建材、PCB含有物、消火器、ガスボンベ等）も対象とする。

（2）一般廃棄物（家庭系・事業系）及び産業廃棄物

家庭系一般廃棄物は、通常生活で排出される生活ごみ、避難施設等で排出される生活ごみ、通常家庭のし尿である。

また、非常災害時であっても事業者による事業活動に伴う廃棄物は、平時と同様に事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に区分される。

これらの廃棄物は、原則、平時と同様に処理する。ただし、一般廃棄物の処理にあたり、必要に応じて制限を設ける等、平時と異なる対応が一時的に必要となる場合がある。

（制限等を設ける場合の凡例）

- 1 家庭用ごみ・資源物収集カレンダーにあるごみ・資源物の収集の見合わせ
- 2 一般家庭の粗大ごみの収集の見合わせ及び持ち込む場合の受入制限
- 3 一般家庭のごみを持ち込む場合の受入制限
- 4 事業系一般廃棄物の受入制限

2 対象業務

災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分とする。なお、災害規模によっては、本来、防災計画では災対道路交通部の所管業務となっている被災建物の解体・撤去作業も対象に追加することがある。

これらの対象業務を総称して「災害廃棄物処理事業（単に「処理事業」ともいう。）」とする。

この処理事業には、一次仮置場、二次仮置場の整備・運営も含まれる。さらに、これらの事業執行に必要な処理実行計画の策定、国庫補助申請の事務等も対象業務になる。

なお、し尿の収集・処理事業は防災計画に基づき、災対水循環部において対応する。

（対象業務）

廃棄物の種類		概要	対象業務
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民からの粗大ごみ、家庭ごみ (生活ごみは除く) 被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物 被災施設等の仮設トイレ等からのし尿 被災した中小企業の事業所からの廃棄物 (事業活動に伴う廃棄物は除く) 一般家庭や中小企業の事業所において処理の必要性が生じた処理困難物（アスベスト建材、PCB含有物、消火器、ガスボンベ等） 	対象 市による収集運搬、中間処理、最終処分 ※一次、二次仮置場の整備、運営、処理実行計画の策定及び国庫補助申請の事務等を含む ※災害規模により、本来、防災計画では災対道路交通部の所管である建物の解体・撤去作業も対象に追加 ※し尿の収集・処理は防災計画に基づき災対水循環部で対応
	家庭系 一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 避難施設等で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿 	対象外 市の通常処理。ただし制限する可能性あり。
	事業系 一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴うごみ 	同上
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 法定された特定事業及び品目の廃棄物 	対象外 (事業者自ら処理)

3 処理事業ロードマップ

非常災害の発生と同時に処理事業を開始しなければならない。発災時から処理実行計画の策定までは本処理計画による初動対応を執り、処理実行計画の策定後は、その計画に基づく処理事業を進めることになる。

大規模非常災害時における処理事業の全体工程として、「大規模非常災害時における災害廃棄物処理事業ロードマップ（イメージ）」を次に示す。

(大規模災害時にける災害廃棄物処理事業ロードマップ (イメージ))

No	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸							
			発災時	3日目	2週目	1ヵ月目	3ヵ月目	6ヵ月目	2年目	3年目
(計画・進行管理)										
1	処理計画	策定・継続見直		第1回本部会議	第2回	第3回	第4回	第5回 (必要に応じて)	第6回	最終回
			処理計画に基づく行動				処理実行計画に基づく行動			
2	災害廃棄物の量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定値算定	発表		要処理量の推計(随時)			要処理量(見込)の算定(随時)	
3	処理実行計画	基本方針の策定 計画策定委託方法	設計	発注	契約	方針発表	発表	改訂発表	見直	改訂発表
			処理計画に基づき策定			見直		改訂発表	見直	改訂発表
4	国庫補助金事務		第一報	状況報告(随時)	報告書提出	査定		報告書提出	査定	報告書提出
5	処理実績	施工監理委託方法			設計	発注	契約	中間発表	年間発表	年間発表
			設計		発注		契約	施工監理		結果発表
(災害廃棄物処理)										
1	道路啓開	道路啓開方法	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)							
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動方法	救助活動	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)						
			捜索活動							
3	被災現場に散乱	収集運搬方法	仮置場へ運搬							
4	被災者による集積・持込み	住民周知方法	一次仮置場での受入							
5	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請方法	家屋解体申請受付							
							設計・被災者立会確認			
			施工(現場分別)・二次へ搬入							
6	一次仮置場の整備・運営	候補地一覧 整備・運営方法	整備・管理運営							
			搬出・復旧							
			解消							
7	二次仮置場の整備・運営	用地確保方法 整備・運営方法	用地交渉	場所決定	設計	発注	契約	整備・暫定処理		改造・修繕
							搬入・中間処理・搬出		解体・整地	
8	災害廃棄物の処理	処理方法	可能量把握		試験処理		搬入・中間処理・最終処分			
9		都への事務委託	必要性の検討	方針決定	協議	決定	試験搬出		広域搬出・(広域輸送・処理)	
10	し尿処理		収集運搬・処理							

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理について、平時と同様に廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に処理することにより、公衆衛生上の支障を防止し、市民の生活環境を保全するために、次の「八王子市災害廃棄物処理基本方針」（以下「処理基本方針」という。）を定める。

また、非常災害が発生した場合は、この処理基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定め、公表するものとする。

（災害廃棄物処理基本方針）

八王子市は災害廃棄物の処理に関する、次の7つの基本的な方針を定める。

第一 市民の生活環境の保全

市民の生活環境を保全するため、処理の優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の撤去及び処理を進める。

第二 早期処理の実現

早期に二次仮置場の中間処理を開始し、一次仮置場の周辺環境への負担を軽減させるとともに、早期に一次仮置場を解消し、災害廃棄物の処理の完了を目指す。

第三 市内処理の徹底

災害廃棄物は、原則、できる限り市内で全ての処理を行うとともに、平時と同様に市外の一般廃棄物処理施設での処理を進める。また、再資源化処理については、市内で中間処理（選別、破碎処理等）を行い、市内外でその後の処理を進める。

第四 埋立削減、再資源化の促進

災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第五 市内雇用の創出

市内で行う災害廃棄物処理事業は、本市の入札参加資格者を中心とした市内事業者等に委託して行う。

第六 処理費削減努力

災害廃棄物の処理に係る経費の削減に努める。

第七 国、東京都、他の区市町村、関係機関等との協力連携体制の構築

災害廃棄物の処理にあたっては、国、東京都、他の区市町村、一部事務組合、市内の関連業界団体等に協力を要請し、協力連携体制を構築する。

2 災害廃棄物処理の基本的な事項

（1）仮設的な処理施設等の迅速な整備

救助捜索活動の支障物の除去支援、被災住民の持込み等に対応するため、災害廃棄物の一時的な積替え保管を行う「一次仮置場」を災害発生直後、原則市有地に仮設で整備する。

また、処理実行計画の策定時に、仮設的に災害廃棄物の中間処理を行う「二次仮置場」の整備、暫定処理等に関する業務を発注、契約し、暫定的な移動式重機による試験的な処理を進めながら、中間処理施設を整備し、早期に本格的な処理を開始する。

（2）非常災害時におけるごみ処理施設の利用

本市が管理運営する以下のごみ処理施設は、災害発生直後、保守点検等の実施により施設の被災状況を把握し、ごみ処理を継続又は速やかに再開させる。

ただし、本市で強靱化施設として整備する焼却処理施設（発電設備有）では、系統電源が喪失した際に自立した電源で運転維持するため、ごみ処理に支障がない場合における焼

却施設の停止を回避する。また、焼却施設の自立電源を維持するために、ごみ搬入量を確保するとともに、運転継続に必要な薬剤等を備蓄しておく。

(本市のごみ処理施設)

名 称	強靱化施設	処理能力	処理方法	ごみ処理対象	所在地
戸吹クリーンセンター※ ¹	○	300 t/日	焼却(発電有)	可燃	戸吹町 1916 番地
戸吹不燃物処理センター		34 t/日	機械・手選別	不燃・粗大	戸吹町 1916 番地
プラスチック資源化センター		プラスチック 40 t/日 ペットボトル 12 t/日	選別・圧縮梱包	容器包装プラスチック・ペットボトル	戸吹町 1920 番地
北野清掃工場※ ²		100 t/日	焼却(発電無)	可燃	北野町 596 番地 3
新館清掃工場※ ²	○	t/日	焼却(発電有)	可燃	館町 2700 番地

※¹ 強靱化施設として平成 31 年から稼働

※² 平成 34 年に北野清掃工場の休止、平成 34 年に新館清掃工場は稼働予定

(3) 災害廃棄物処理体制に基づく施設整備における強靱化対策

災害廃棄物処理体制に位置付ける強靱化施設として、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」(平成 26 年 3 月)に準拠した耐震・耐水・耐浪性、運転維持電源・燃料保管設備、薬剤等の備蓄等を備え、次に示す災害廃棄物処理能力・搬入車両の対応及び受入基準等を満たす設備を整備する。また、これらの施設では、廃熱を利用した電気エネルギーの供給、平時の地球温暖化対策に加えて、災害時の対応拠点としての機能を付加し、他区市町村からの要請に基づく災害廃棄物処理支援にも利用する。

① 戸吹清掃工場基幹的設備改良事業における強靱化対策の施設整備の概要

稼働予定日	処理能力	処理方法	処理対象	所在地
平成 31 年 10 月から	300 t/日	焼却(発電有)	可燃ごみ	戸吹町 1916 番地
災害廃棄物処理能力	搬入車両の対応		受入基準	
最大約 2,200 t/年	最大 12ft コンテナ車 (W2.45L6.76H3.61 : 5.6 t)		可燃性廃棄物(木くず等)(詳細は、別紙 1 による。)	

② 新館清掃工場整備事業における強靱化対策の施設整備の概要

稼働予定日	処理能力	処理方法	処理対象	所在地
平成 34 年 4 月から	t/日	焼却(発電有)	可燃ごみ	館町 2700 番地
災害廃棄物処理能力	搬入車両の対応		受入基準	
(未定) ※ t/年	最大 12ft コンテナ車 (W2.45L6.76H3.61 : 5.6 t)		可燃性廃棄物(木くず等)(詳細は、別紙 1 による。)	

※施設整備の基本設計策定中で、現在算定中。

(4) 選別作業の進め方

災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に進めるためにも徹底した選別作業が不可欠である。そのため、被災住民からの分別持込み、被災現場における分別の徹底、被災家屋の分別解体撤去、一次仮置場における粗選別、二次仮置場における選別処理の順に、排出または収集段階からの選別作業を徹底する。

住民に対する徹底した分別の周知を平時及び発災後で場面に応じた手法で行う。

(5) 処理施設の所在地における優先順位

できる限り市内の処理施設一覧（別紙2）での処理を進め、次に東京都多摩地域内の処理施設、そして都内処理施設、それでも処理が困難な場合には都外の処理施設において、市内で発生した災害廃棄物の処理を進める。東京都内の処理施設一覧（本市内施設は除く）は、別紙3による。

また、本市の災害廃棄物における都外の処理施設での処理は、東京都災害廃棄物処理計画（平成28年度策定予定）によるものとする。

(6) 処理施設の種別別優先順位

災害廃棄物の処理は、再資源化、中間処理（焼却（減容量化））、埋立処分等の優先順位を設定した上で、処理施設の所在地及び前項を勘案して、次の処理の優先順位表を設定する。

（災害廃棄物処理の優先順位表）

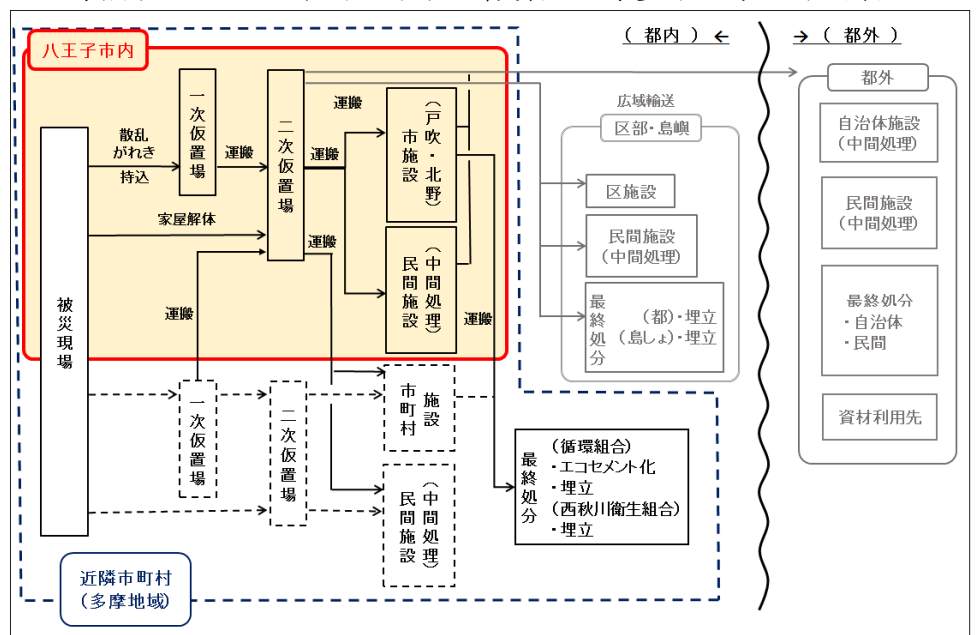
(前処理) 原則市内		(中間処理・処分)		(不燃残渣物・焼却灰の処理)	
分別収集	一次仮置場 (仮設) (積替え保管)	①市・都内再資源化 (既設)	⑤都外処理 (既設)	①市・都内再資源化 (既設)	<再資源化物の利用先> ①市・都内 ②都外
	二次仮置場 (仮設) (選別破碎処理)	②都外再資源化 (既設)	⑥市・都内焼却 (仮設)	②都外再資源化 (既設)	
		③市・都内焼却 (熱回収) (既設)		③市・都内中間処理 (仮設)	
		④市・都内焼却 (既設)		④都内埋立処分 (既設)	

(7) 大規模非常災害発生時の災害廃棄物処理について

大規模非常災害が発生し、本市だけではなく多摩地域の複数の市町村で災害廃棄物の処理が困難になった場合において、前項までの基本的な事項を勘案して、多摩地域の市町村・

一部事務組合、特別区及び東京都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。その処理体制を構築した上で、本市が行う「大規模非常災害発生時の災害廃棄物処理標準フロー」を次に示す。

（大規模非常災害発生時の災害廃棄物標準フロー図（右図））



3 一部事務組合、近隣市町村、東京都等との連携体制構築

(1) 多摩ニュータウン環境組合との連携

平時、本市の一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却処理及び不燃ごみ・粗大ごみの処理を担う多摩ニュータウン環境組合（以下「環境組合」という。）と環境組合の構成団体である多摩市、町田市とともに、次の方針で災害廃棄物対策に係る協議を進める。

現状（平時）	今後の取組方針	非常災害時
<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみの処理 	<ul style="list-style-type: none"> 環境組合の災害廃棄物受入基準、搬入ルールの設定などの覚書等の締結 環境組合が行う周辺住民に対する説明の協力 非常災害時の人員派遣制度等の取り決め 	<ul style="list-style-type: none"> 平時に取り決めたルールによる災害廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ）の処理 取り決めによる環境組合から当市への人員派遣

(2) 東京たま広域資源循環組合との連携

平時、本市の一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却残渣の再資源化及び不燃物の埋立処分を担う東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）とは、循環組合及びその循環組合の構成団体とともに、次の方針で災害廃棄物対策に係る協議を進める。災害廃棄物に起因する埋立処分量を極力低減し、埋立処分場の周辺住民への負担を軽減させるための方策を、循環組合及び構成団体等とともに検討を進める。具体的な方策の一つとして、循環組合の構成団体による災害廃棄物の資源化、減容量化の方法をまとめた「災害廃棄物資源化・減容量化対策指針（仮称）」（以下「災害廃棄物リサイクル指針」という。）の策定などを検討する。

現状（平時）	今後の取組方針	非常災害時
<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残渣の再資源化 不燃物の埋立処分 	<ul style="list-style-type: none"> 循環組合の災害廃棄物受入基準、搬入ルールの設定などの覚書等の締結 循環組合が行う周辺住民に対する説明、協定締結等の協力 災害廃棄物リサイクル指針の策定に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物リサイクル指針に基づく前処理、中間処理の徹底 平時に取り決めたルールによる災害廃棄物（焼却残渣・不燃物）の処理

なお、循環組合及びその構成団体において、災害廃棄物リサイクル指針を策定した場合は、本市で、その指針内容を踏まえた処理計画を見直し改定を行う。

(3) 近隣市町村との連携

本市が加入している東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会（以下、この2団体を「協議会」という。）において、次の方針で多摩地域市町村における災害廃棄物の共同処理に関する検討を進める。

また、協議会において、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」（平成6年10月1日締結）について、多摩地域の市町村及び一部事務組合で災害廃棄物を共同処理できるような事項等を検討し、必要に応じて広域支援体制実施協定を見直すことを働きかける。さらに、特別区との災害廃棄物処理に係る相互支援、東京都に対する事務委託のあり方等について検討を進める。

現状（平時）	今後の取組方針	非常災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業の調査研究 ・清掃事業の処理処分の調査研究 ・関係機関との連絡調整・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の共同処理に関する検討 ・広域支援体制実施協定の見直し ・多摩地域災害廃棄物共同処理計画の策定 ・特別区との相互支援 ・東京都に対する事務委託の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の共同処理 ・特別区との災害廃棄物処理の相互支援 ・多摩地域市町村による都外処理に係る東京都への事務委託

なお、多摩地域市町村・一部事務組合において、多摩地域における災害廃棄物の共同処理に係る部分の災害廃棄物処理計画として「東京多摩地域災害廃棄物共同処理計画」（以下「共同処理計画」という。）を策定した場合は、本市の処理計画を見直し改定を行う。

（４）東京都環境局との連携

協議会が主体となり、次の方針で、災害廃棄物対策に係る技術的な援助及び地方自治法に基づく東京都への事務委託に関する協議を進めるように促進する。多摩地域内の処理施設だけでは処理が困難な場合の共同処理に関して、多摩地域市町村から東京都へ委託して執行することを要請して、東京都外での処理を進められるように、東京都災害廃棄物処理計画の位置付けることを、協議会から東京都へ働きかける。

現状（平時）	今後の取組方針	非常災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく技術的な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・都外処理及び多摩地域災害廃棄物共同処理を、東京都災害廃棄物処理計画に位置付けることを要請 ・都外処理の事務委託のあり方の検討 ・災害廃棄物対策の技術的な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る技術的な援助 ・都外処理及び多摩地域共同処理を事務委託

なお、東京都災害廃棄物処理計画した場合は、本市でその内容を踏まえた処理計画を見直し改定を行う。

第2章 災害廃棄物対策

第1節 災害予防（被害抑止・被害軽減）

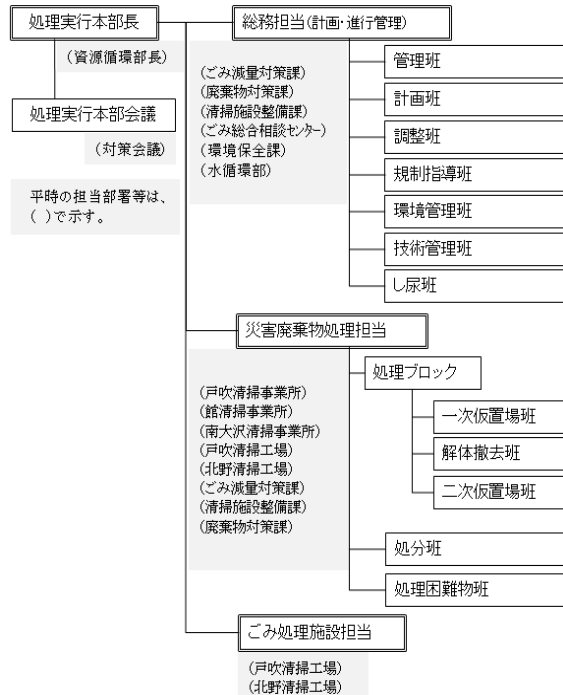
【平時の対応】

1 組織体制と役割分担

非常災害に備えた平時の災害廃棄物対策体制（以下「対策体制」という。）及び、非常災害発生後の災害廃棄物処理実行体制（以下「処理実行体制」という。）を以下に示す。（処理実行（対策）体制表）（右図）

また、対策体制及び処理実行体制における各組織の役割分担を具体的に整理したものとして、次のページに「八王子市災害廃棄物処理役割分担表」を示す。

（八王子市災害廃棄物処理役割分担表）



※（多摩ニュータウン環境組合 構成市：本市、多摩市及び町田市）

非常災害時の組織	災害発生時の役割	コード番号	平時の所管課・担当
I 総務担当 (本庁業務)	①管理班 1 庶務、予算、人員関係（派遣職員との要請・受入対応含む。） 2 広報（災害廃棄物の出し方、分け方等の住民通知を含む。） 3 住民からの相談・苦情対応 4 災害廃棄物処理実行本部（対策）会議の運営管理 5 被災建物の解体撤去申請事務 6 他班に属さない事務	I-①	ごみ減量対策課 清掃施設整備課 ごみ総合相談センター
	②計画班 1 災害廃棄物処理全体の進行管理 2 災害廃棄物発生量の算定、処理方針の策定、都への事務委託事務 3 二次仮置場設置場所の確保・交渉 4 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し 5 ごみ処理施設処理実施計画の見直し（災害廃棄物の処理量を反映） 6 災害報告書の作成、災害等廃棄物処理事業費補助金申請事務	I-②	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	③調整班 1 他部局との連絡調整 2 国・東京都及び他団体等との連絡調整 3 協定締結団体への支援要請・連絡調整・精算業務 4 都への事務委託業務の調整・進行管理 5 災害廃棄物処理施設設置届出事務 6 一般廃棄物処理事前協議・通知事務	I-③	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	④規制指導班 (中核市事務) 1 一般廃棄物収集運搬許可業者管理（事業系と災害廃棄物の区分指導等） 2 一般廃棄物処理施設の受入制限措置・許可業者との連絡調整 3 災害廃棄物の事業者指導（大企業等に対する産業廃棄物処理の徹底） 4 不法投棄取締（産業廃棄物の取締、仮置場パトロールなど）	I-④	廃棄物対策課
	⑤環境管理班 1 環境管理方針、計画等の策定・見直し 2 災害廃棄物処理業務に係る環境影響調査 3 仮置場環境調査委託（設計・監督） 4 災害廃棄物処理の環境モニタリング	I-⑤	環境保全課
	⑥技術管理班 1 災害廃棄物処理技術管理 2 災害廃棄物処理業務委託設計 3 二次仮置場の廃棄物処理施設整備設計 4 災害廃棄物処理業務の精算基準・単価表の設定 5 廃棄物処理施設の受入基準等の管理 6 災害廃棄物処理施工監理業務	I-⑥	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	⑦し尿班 1 遊覧所等の仮設トイレの設置場所・処理必要量の管理 2 災害時し尿処理計画の策定 3 し尿収集運搬業務（収集運搬車両等の調達、作業管理、搬出場所の確保） 4 災害用携帯型簡易トイレ運搬処分計画の策定 5 災害用携帯型簡易トイレ運搬処分委託業務（設計・監督業務） 6 運搬処分作業業務（日報管理、搬入管理等）	I-⑦	水循環部
II 災害廃棄物 処理担当	（二次仮置場の北部、南部ブロック別体制：拠点は二次仮置場管理事務所）		
	①一次仮置場班 1 一次仮置場の整備（搬入集積方法・遮水シート等の設置） 2 一次仮置場の運営管理（緊急搬入、住民持込み廃棄物の管理） 3 二次仮置場作業業務（日報管理、搬入・集積・搬出作業管理） 4 閉鎖管理（集積終了時の巡回監視、災害廃棄物の搬出、現状復旧整備等）	II-①	戸吹清掃事業所 館清掃事業所 南大沢清掃事業所 戸吹清掃工場 北野清掃工場
	②解体撤去班 1 解体撤去実行計画の策定 2 解体撤去建物所有者との連絡調整・立会要請 3 解体撤去業務（設計・監督業務） 4 解体撤去後の災害廃棄物の二次仮置場までの収集運搬管理	II-②	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	③二次仮置場班 1 二次仮置場廃棄物処理施設整備工事監督 2 二次仮置場災害廃棄物中間処理計画の策定、見直し 3 ブロック調整会議の運営管理 4 一次仮置場収集運搬業務 5 二次仮置場選別作業業務（日報管理、搬出入管理等）	II-③	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	④処分班 1 災害廃棄物（資源化物を含む）運搬処分計画の策定 2 運搬処分委託業務（設計・監督業務） 3 運搬処分調整会議の運営管理 4 運搬処分物の品質管理業務 5 運搬処分作業業務（日報管理、搬出入管理等）	II-④	清掃施設整備課 戸吹清掃工場 北野清掃工場
⑤処理困難物班 1 災害廃棄物処理困難物の指定、運搬処分計画の策定 2 運搬処分委託業務（設計・監督業務） 3 運搬処分調整会議処理困難物部会の運営管理 4 処理困難物の品質管理業務 5 運搬処分作業業務（日報管理、搬入管理等）	II-⑤	戸吹清掃工場 北野清掃工場	
III ごみ処理施設担当 (直営の清掃工場)	1 ごみ処理施設の復旧作業（災害発生時の点検作業を除く。） 2 一般廃棄物（災害廃棄物を含む。）の受入管理 3 処理後物の搬出管理	III	戸吹清掃工場 北野清掃工場

2 関係団体との連携

本市における災害廃棄物処理に必要な関係団体との連携の方向性等に関する事項を次に示す。また、別表1に「八王子市災害廃棄物処理関係団体の連絡先一覧表」を示す。

(関係団体との連携の方向性等)

関係団体名	項目	非常災害時の連携の方向性
東京都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な援助 ・都外処理（広域処理） ・多摩地域共同処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく市町村に対する技術的な援助の要請 ・多摩地域市町村から地方自治法に基づく災害廃棄物処理（都外処理及び多摩地域共同処理）の一部を東京都へ事務委託
東京たま広域資源循環組合	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣の再資源化 ・不燃物の最終処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物リサイクル指針に基づく災害廃棄物処理 ・平時に取り決めたルールによる焼却残渣・不燃物の搬出
多摩ニュータウン環境組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理 ・人員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に取り決めたルールによる災害廃棄物の処理 ・環境組合からの人員派遣
東京都市町村清掃協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場共同処理 ・多摩地域内の民間処理施設での処理 ・特別区内での災害廃棄物処理 ・都外処理の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同処理協定及び共同処理計画に基づく災害廃棄物処理に係る総合調整
三多摩清掃施設協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・一部事務組合処理施設による処理 	
八王子市建設業・廃棄物業関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応（収集運搬、仮置場整備・運営など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関する支援協定等の締結を検討する。

3 災害廃棄物対策マニュアルの整備

本処理計画は、非常災害時における包括的な行動を規定したものである。よって、各担当課において、本処理計画に示された基本的な事項を反映した、別表2「八王子市災害廃棄物対策マニュアル一覧表」に従い、非常災害時における災害廃棄物処理事業に関する手順書（以下、単に「マニュアル」という。）を策定する。また、各担当課は作成したマニュアルを総務担当管理班へ提出する（見直し改訂した場合も同様）。本処理計画及び各担当課のマニュアルは、総務担当管理班が一元的に管理する。

4 初動対応マニュアルの指定

各担当課が策定するマニュアルのうち、次の初動対応時（非常災害発生後、約1ヵ月までの間）に必要なマニュアルは、本処理計画と同様に、災害廃棄物対策における各担当課の職員が携帯する。

(初動対応指定のマニュアル)

No	コード	項目	初動指定	初動期 (数日間)	応急対応期 (前半) (3週間程度)	応急対応期 (後半) (3ヵ月程度)	復旧・復興期 (3年程度)
101	I-①	道路の被災・復旧状況の情報収集及び情報共有	○	→	→		
102	I-①	災害廃棄物処理実行本部の設置・運営	○	→		→	
103	I-①	災害廃棄物処理実行本部会議の設置・運営	○	→		→	
107	I-②	ごみ処理施設の被災状況の把握及び情報共有	○	→			
108	I-②	災害廃棄物の量の把握(要処理量の暫定値・推計値)	○	→			
109	I-②	災害廃棄物処理能力の把握	○	→			
110	I-②	災害廃棄物処理方針の策定	○	→			
111	I-②	市処理実行計画の策定(当初計画)	○	→			
114	I-③	協定先団体への協力支援要請	○	→			
124	I-⑥	二次仮置場の施設整備工事の設計・発注	○	→		→	
127	I-⑦	避難所の仮設トイレ設置状況の把握	○	→			
128	I-⑦	下水道施設の被災状況の情報収集	○	→			
129	I-⑦	民間し尿処理施設の被災状況の把握・情報共有	○	→			
130	I-⑦	し尿処理実行計画の策定	○	→			
131	I-⑦	し尿の収集運搬	○	→	→		
201	II-①	道路啓開の支援(収集運搬)	○	→			
202	II-①	救助捜索活動の支障物の除去支援(収集運搬)	○	→	→		
203	II-①	一次仮置場の整備	○	→		→	
204	II-①	一次仮置場の管理運営	○	→		→	
301	III	ごみ処理施設の保安点検・復旧作業	○	→			
303	III	ごみ処理施設の継続運転管理	○	→		→	→

第2節 初動期[発災後約1ヵ月まで]

1 初動対応の命令(処理実行本部長) 【マニュアル No102】

非常災害の発生に伴い防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、処理実行本部長(資源循環部長)は処理実行体制の設置を決定する。(自動発令)

なお、被災状況により災害対策本部が設置されていない場合でも、処理実行本部長は処理実行本部の設置を決定する場合もある。

処理実行本部長は、処理実行体制を設置した場合は、ごみ減量対策課に本部を設置し、速やかに災害対策本部に設置の報告を行う。

総務担当管理班は、各担当班に対し、本処理計画及び初動対応指定のマニュアルに基づく、処理事業の遂行を指示する。ただし、し尿に関する処理事業は、防災計画に基づき水循環部で対応する。

なお、各担当班は、次の場合は、本部長の命令が確認できなくても、マニュアルに従い処理事業に着手すること。

- ・水害：市内面積の市街地が、約1割以上水没したと予見される場合。

(災害対策本部の設置基準)

- 1 市域で震度6弱以上の地震が派生したとき(自動発令)
- 2 東海地震の警戒宣言発令の報を受けたとき(自動発令)
- 3 市域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき
- 4 その他、市長が必要と認めるとき

2 一次仮置場整備方針 【マニュアル No203】

災害廃棄物処理担当一次仮置場班は、救助捜索活動の支障物の搬入先を確保するため、発災直後から、順次、被災現場の近隣の市有地を一次仮置場として整備する。また、被災者からの災害廃棄物の持込み場所の一次仮置場を指定する。

3 要処理量の暫定値の算定 【マニュアル No108】

総務担当計画班は、発災後1週間を目途に、災害廃棄物の要処理量の暫定値を算定する。

4 災害廃棄物処理実行本部会議 【マニュアル No103】

総務担当管理班は、災害廃棄物処理実行本部会議(以下単に「本部会議」という。)を招集する。初動期及び応急対応期(前半)における本部会議の議題等は次のとおりである。

(非常災害発生直後の当面の本部会議について)

回数	主な議題	開催時期(発災後)	公表事項等
第1回	暫定値による処理事業規模の把握	概ね2週目	暫定値の発表
第2回	処理方針の決定	概ね1ヵ月目	処理方針の発表
第3回	処理実行計画の決定	概ね2ヵ月目	処理実行計画の発表

5 処理方針 【マニュアル No110】

総務担当計画班は、災害廃棄物の暫定量を勘案して、発災後1ヵ月までに、処理基本方針に基づき当該災害に即した処理方針案を策定し本部会議に諮る。また、この方針案の策定において、本市の処理実行計画の策定の必要性については、次の判断基準を参考にする。なお、共同処理実行計画及び都処理実行計画は、各主体者が策定の有無を判断する。

(処理実行計画策定の判断基準)

災害廃棄物の発生状況 (策定主体)	処理 実行計画 (本市)	共同処理 実行計画 (市町村共同)	都処理 実行計画 (東京都環境局)
市内で処理可能	—	—	—
多摩地域内で処理が可能	○	—	—
都内で処理可能	○	○	—
都外での処理が必要	○	○	○

6 二次仮置場の整備方針 【マニュアル No124】

総務担当技術管理班は、災害廃棄物の選別作業等の中間処理施設を整備する一定程度の

敷地を有する二次仮置場の候補地となる場所をあらかじめ選定し、発災後2か月までに、関係部局及び周辺住民等との交渉を進め整備計画を定め処理実行計画に反映させる。

第3節 応急対応期〔（前半）約3ヵ月、（後半）約1年〕

1 処理実行計画の策定 【マニュアル No111】

総務担当計画班は、処理実行計画の原案を策定し、本部会議に諮り決定する。

処理実行本部長は、各担当班に対して、処理計画に基づく処理事業の遂行方法を、処理実行計画の策定後は、順次、処理実行計画に移行するよう指示する。

2 災害査定対応 【マニュアル No108】

総務担当計画班は、処理実行計画策定後、速やかに被災現場及び一次仮置場の状況等を調査した上で、災害廃棄物の量の推計値（以下「推計量」という。）を算定し、処理実行計画で定めた処理方法に従い、処理事業の設計、積算を行い、災害等報告書を作成し東京都へ提出する。

3 処理実行計画の改訂

総務担当計画班は、災害査定後、速やかに処理実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変更に対応した処理実行計画の改訂を行う。

4 処理進行管理

総務担当計画班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行う。

第4節 災害復旧・復興等

1 処理進行管理

総務担当計画班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量（見込）の算定を行う。

2 二次仮置場の用地返還計画

災害廃棄物処理担当二次仮置場班は、処理実行計画及びマニュアルに基づき、二次仮置場の仮設的な中間処理の完了後、用地返還するために必要な計画を策定し、地権者と交渉して決定する。用地返還計画に基づき、中間処理施設の解体、整地作業を行う。

第5節 災害廃棄物処理支援

大規模な災害が発生し、本市で被害がない場合又は災害廃棄物の量が本市内で1年以内に処理が可能な場合であって、他の区市町村（都内外）で、当該区市町村内で処理が難しく、処理の支援の要請があった場合には、災害廃棄物の処理を本市が可能な限り支援する。また、本市職員の一時的な派遣等人的・技術的な支援も併せて検討する。

1 災害廃棄物処理の支援体制整備

災害廃棄物処理の支援体制は、平時の災害廃棄物対策体制の一部をあて、次表のとおり

担当班及びマニュアルを指定する。

(支援担当と役割)

支援担当班	平時の担当課	処理支援の役割	マニュアル No
総務担当管理班	ごみ減量対策課 清掃施設整備課 ごみ総合相談センター	処理支援要請の窓口	No104
総務担当計画班	ごみ減量対策課 清掃施設整備課	処理支援実行計画の策定等	No111
総務担当調整班	ごみ減量対策課 清掃施設整備課	国、都、他団体との連絡調整、 一般廃棄物処理の事前協議の 対応等	No113
ごみ処理担当	戸吹クリーンセンター 北野清掃工場	災害廃棄物の処理、実務的な 処理に関する連絡調整等	No306

2 処理支援

総務担当調整班が災害廃棄物の受入処理計画に関する調整等を所管し、ごみ処理施設担当が災害廃棄物の受入処理に当たる。

第3章 処理計画の継続見直し、対策訓練

第1節 処理計画の見直し

1 定例会議の開催（年1回以上）

ごみ減量対策課及び清掃施設整備課は、年度当初（毎年度4月）に「災害廃棄物対策会議」を開催し、本処理計画及び初動対応指定のマニュアルを配布し、情報共有を図るとともに、当該年度の対策訓練計画、国や東京都の災害廃棄物対策に係る研修等の案内を行う。また、人事異動に伴い、必要に応じて同様の会議を開催する。

2 マニュアルの更新・整備

ごみ減量対策課及び清掃施設整備課は、当該年度の3月に年度末までに各担当課に対してマニュアルの更新及び見直しの依頼を行い、年度末までの提出を受け整合確認を行う。整合確認後、更新後のマニュアルを整備する。

3 臨時会議の開催

ごみ減量対策課及び清掃施設整備課は、大規模災害発生時に処理支援をする場合や、大規模災害発生後、処理計画及び処理実行計画に基づく行動結果に基づき、処理計画を検証して、所要の見直しを行った場合に、臨時会議を開催する。

第2節 処理計画に基づく対策訓練

1 情報連絡訓練

ごみ減量対策課庶務担当は、原則、毎月15日に防災無線を使って部内各課との情報伝達訓練を行う。

2 図上訓練

ごみ減量対策課及び清掃施設整備課が、毎年度概ね2月に当該市内で災害が発生したときの災害廃棄物処理実行本部体制を組織化する図上訓練を行う。この訓練成果を各担当課へフィードバックして、マニュアルの更新を促す。

3 連携訓練

災害廃棄物処理役割分担表の所管課は、国、東京都等が行う災害廃棄物対策に関する訓練に参加要請があった場合に、積極的に対応する。

最後に

本処理計画は、本市における災害廃棄物の処理に関する事項として取りまとめたものである。しかし、非常災害の規模により被害が甚大な場合は、当市の災害廃棄物を市内の処理施設だけでは完結しないことが想定される。

そこで、多摩市町村における災害廃棄物の共同処理体制の構築、災害廃棄物の最終処分に関する共通ルール化、都内特別区（島嶼）、都外での災害廃棄物処理に関する検討を、本市が構成団体となっている環境組合、循環組合及び協議会に働きかけて、非常災害発生時における災害廃棄物処理の実行性の担保を高めつつ、随時、本処理計画を見直していく。